

伊那市災害危険住宅移転支援事業について（概要）

伊那市

1 内容

市内には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく「土砂災害警戒区域」（土砂災害のおそれがある区域）と「土砂災害特別警戒区域」（土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域）が指定されています。

このうち、「土砂災害特別警戒区域」内にある住宅の所有者が、万一の災害から生命財産を守るため既存住宅の除却を行い、かつ、新たに区域外の安全な場所に移転する場合の支援を行っています。

2 対象住宅

次のいずれかに該当する区域内にある現に居住している「既存不適格住宅」又は「建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅」をいいます。（以下「危険住宅」という。）

- 1) 長野県建築基準条例第 2 条第 1 項に規定する災害危険区域
- 2) 土砂災害防止法第 8 条の規定により知事が指定した土砂災害特別警戒区域

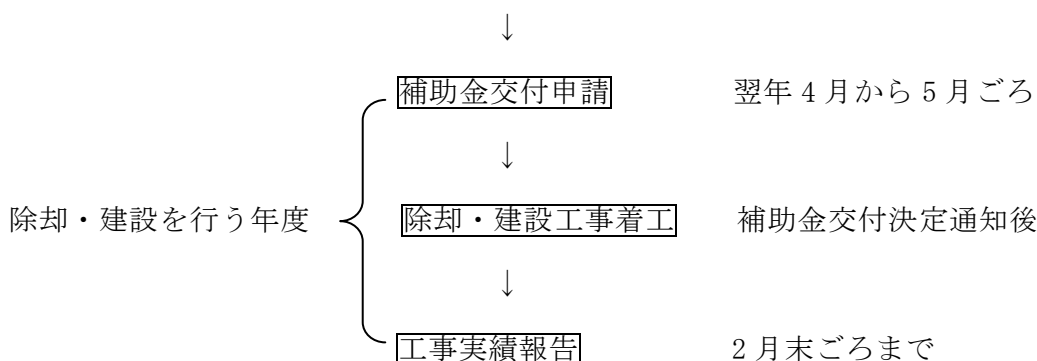
3 移転促進のための助成（補助）

事業の種類	概要	補助限度額 (伊那市内に移転の場合)	
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費に対する補助	78 万円	
危険住宅に代わる住宅の建設補助事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する額に対する補助	建物費	444 万円
		土地購入費	206 万円
		敷地造成費	58 万円

(補助率 国：1/2 以内 県：1/4 以内 市：1/4 以内、補助限度額は 1 戸当たり)

4 手続の流れ（※除却・建設を行う前年度に事業計画書等の提出が必要です。）

除却・建設を行う前年度 — 事業計画書等の提出 9 月まで（工事金額・借入の確定）



*詳しくは：市役所 都市整備課 建築係 電話 78-4111 内線 2523/2524